

多治見市新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者等運行継続緊急
支援金交付要綱（抜粋）

令和3年4月1日告示第127号

（趣旨）

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、多治見市新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者運行継続緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 支援金は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大防止のための外出自粛の影響下において、市民の重要な移動手段であるタクシー等の運行を継続するタクシー事業者及び運転代行業者を支援することにより、市民生活の安定を図ることを目的として、予算の範囲内で交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） タクシー 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- （2） タクシー事業者 運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- （3） 運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「代行業」という。）第2条第2項に規定する自動車運転代行業を営む者をいう。
- （4） 代行運転自動車 代行業第2条第6項に規定する代行運転自動車をいう。
- （5） 随伴用自動車 代行業第2条第7項に規定する随伴用自動車をいう。

（支援対象者）

第3条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の全ての要件に該当する者とする。

- （1） 令和4年4月1日（以下「基準日」という。）において市内に本社又は営業所

を置くタクシー事業者及び運転代行事業者であって、第5条の規定による申請後も当該事業を継続する意思があるもの

- (2) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していない者（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を含む。）

（支援金の額）

第4条 タクシー事業者に対する支援金の額は、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 支援対象者が、運送法第5条第1項の規定に基づき国土交通大臣に提出した申請書に数が記載された事業用自動車のうち、基準日において、市内における運行に使用するタクシーとして市内の営業所に配置していると市長が認める自動車の数に35,000円を乗じて得た額
- (2) 基準日において支援対象者に雇用されている者のうち市内におけるタクシーの運行に従事していると市長が認める乗務員の人数に7万円を乗じて得た額

2 運転代行事業者に対する支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 随伴用自動車維持支援 支援対象者が、代用法第5条第1項の規定に基づき岐阜県公安委員会に提出した申請書に記載された随伴用自動車のうち、基準日において、市内における代行運転自動車の随伴に用いるために市内の本社又は営業所に配置していると市長が認める自動車（以下「対象随伴用自動車」という。）の数に2万円を乗じて得た額
- (2) 代行運転自動車運転手支援 対象随伴用自動車の数に3万円を乗じて得た額
- (3) 随伴用自動車運転手支援 対象随伴用自動車の数に2万円を乗じて得た額

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとするタクシー事業者（以下「タクシー事業申請者」という。）は、多治見市新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者等運行継続緊急支援金交付申請書兼請求書（タクシー事業者）（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運送法第4条の許可を受けたことを証する書類の写し

(2) 前条第1項第1号に該当する自動車であることが分かる書類及び当該自動車の自動車検査証の写し

(3) 前条第1項第2号に該当する乗務員の一覧表

(4) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の交付を受けようとする運転代行業者（以下「代行業申請者」という。）は、多治見市新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者等運行継続緊急支援金交付申請書兼請求書（運転代行業者）（別記様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3号の書類は、事業内容が分かる部分に限るものとする。

(1) 代行業第4条の認定を受けたことを証する書類の写し

(2) 対象随伴用自動車であることが分かる書類及び当該自動車の自動車検査証の写し

(3) 法人にあつては、支援金の交付を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「対象事業年度」という。）に係る法人税の確定申告書の写し、個人事業者にあつては、対象事業年度に係る所得税又は市民税の確定申告書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付を適当と認めるときは、支援金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、多治見市新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者等運行継続緊急支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（支援金の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を行った申請者に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、支援金の交付の適正を図るため、必要に応じて支援金の交付を受けた者に対し報告を求め、又は立入調査等を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が支援金の交付を不相当と認めたとき。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該支援金の交付を受けた者に対し、返還を命じるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第11条 支援金に関する書類、帳簿等の保存期間は、当該支援金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

第12条 支援金の交付に関しこの要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）の定めるところによる。